

港区の学校選択制について

1 学校選択制とは

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、お住まいの住所地により通学する学校（以下、通学区域校という）が決まっています。

学校選択制は、**小・中学校に入学する際のそれぞれ1回のみ、通学区域校以外の学校を選択することができ、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができる制度**です。港区では、「ぜひこの学校に行き学びたい」という積極的な希望に応える制度とするため、**希望できる学校を1校のみとしています。**

なお、通学区域校を選択した場合は、これまでどおり必ず入学できますが、通学区域校以外の学校を選択し、受入可能人数を超える申込みがあった場合は、公開抽選により入学者を決定します。抽選により希望する学校に入れなかった場合でも通学区域校には必ず入学できます。

入学後（学期末、学年の進級時や区内で転居されたとき等）は、学校を選択することはできません。

2 学校選択の対象者

令和4年4月に小・中学校に入学予定の区内在住の方（転入者を含む）

3 選択できる学校の範囲

小学校・・・お住まいの住所地と隣接する校区の学校を選択できる「**隣接区域選択制**」

中学校・・・区内のすべての中学校を選択できる「**自由選択制**」

※隣接する小学校、すべての中学校の一覧は、**2ページをご覧ください。**

小中一貫校・・・現在、大阪市に居住しており、かつ引き続き大阪市内に居住することが確実である場合に選択できます。**(51ページをご覧ください。)**

4 選択する際の留意点（子どもが持つ人間関係の「つながり」が学力づくりに影響します）

近年になって、子どもたちが持つ人間関係の「つながり」が学力を下支えしていることがわかってきました。家庭や学校・地域における様々な人々との「つながり」が、子どもの学びを支えているのです。（港区制作「港区版 家庭学習の手引き」から）

学校選択にあたっては、地域や学校との「つながり」についても十分、検討してください。

小・中学校別の留意点は4ページのとおりです。



小学校を選択する際の留意点

通学について

通学は原則徒歩で自転車の使用は自宅から学校までのすべての区間において禁止です。通学区域内外にかかわらず通学の安全は保護者として責任を持っていただく必要があります。小学校入学時（6歳時）に選択していただくので、特に通学路を事前に確認するなど通学の安全や地域コミュニティとの関係について十分考慮してください。

進学中学校について

小学校入学時に学校選択制で就学した小学校を卒業しても、**その校区の中学校に進学できるものではありません。中学校進学の際に、再度、中学校を選択していただく必要があります。**

抽選における優先

「きょうだい関係」による優先

通学区域外の学校に兄や姉が学校選択制により在学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合は次のように優先します。

- ①学校の受入可能人数を超えない場合は、入学できます。
 - ②学校の受入可能人数を超える場合は、まず「きょうだいがいる方」のみで抽選し順位をつけます。その後、「きょうだいがいる方以外」で抽選を行います。
- ※本人が入学時に兄や姉が卒業する場合は優先されません。

その他

- 隣接する学校を選択し指定校となった後、入学前にその学校を選択できない居住地に転居した場合は、辞退していただきます。
- 南市岡3丁目にお住まいの方やお引越しをお考えの方へ
「南市岡3丁目」の小校区は、平成30年4月より、「市岡小学校」から「南市岡小学校」に変更になりました。
なお中学校区については、令和6年3月までは「市岡中学校」ですが、令和6年4月から「市岡東中学校」に変更になります。



中学校を選択する際の留意点

通学について

通学は原則徒歩で自転車の使用は自宅から学校までのすべての区間において禁止です。また、通学区域校以外の学校に通学する場合は、公共交通機関（地下鉄・バス等）の利用は可能ですが、事前に学校にご相談ください。ただし、交通費は保護者の負担となります。なお、**通学区域内外にかかわらず通学の安全は保護者として責任を持っていただく必要があります。**通学経路や通学時間等を考慮して、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。

抽選における優先

抽選における優先はありません。

その他

市立学校には教員等の人事異動がありますので、人事異動により部活動の内容変更や部活動の継続が困難になることがあります。ご本人を含めご家族でよく相談し慎重に学校を選択してください。